

タクシーの供給に関する請負業務応募要領

1 契約内容

- (1) 契約件名：タクシーの供給に関する請負契約
- (2) 契約期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

2 応募資格

応募者は、次のすべての条件を満たす必要がある。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（運送）」において「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保されること。
- (6) 関東運輸局に認可を受けており、営業区域が「東京都特別区、多摩地区、埼玉県」であること。
- (7) 料金後払いタクシー乗車券を使用できること。
- (8) 当園が示す別添仕様書に基づくタクシー乗車券を無償で発行・納入できること。
- (9) 当園からタクシー乗車券の請求があった際、必要な数量を請求日を含む3営業日以内に納入可能なこと。
- (10) 月毎に使用料金を取りまとめ、使用したタクシー乗車券及び部局別使用明細書を添付し、当園が指定する日までに料金の請求ができること。
- (11) 事務手数料が無料であること。
- (12) 降車時に、利用料金（有料道路通行料を含む。）の領収書（レシート）を提出すること。
- (13) 接客態度、運転技術に優れ、安全且つ的確に目的地まで運行できること。
- (14) タクシー運転手の不注意による事故等のため、当省職員等に損害又は傷害を与えた場合、損害賠償の責を負うこと。
- (15) 契約を希望する者は、暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙）を提出しなければならない。誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、意思表示は無効とするものとする。

3 応募申込書（以下「申込書」という。）等の提出期限等

この公募内容等の条件を満たす者で、契約を希望する者は、以下により申込書を提出すること。

(1) 申込書提出期限 令和8年3月11日（水）午後5時

(2) 申込先 国立療養所多磨全生園
会計第二課補給係 福田典子
電話042-395-1101

(3) 提出書類 申込書（別紙様式）

(4) 提出方法 直接提出又は郵送とする。但し、土・日曜日、祝日の受付は行わない。受付時間は午前10時から午後5時とする。

なお、郵送の場合は、提出期限の前日までに到着するように送付し、かつ、応募者が受領の確認をする必要がある。

4 申込書の無効

次の各号に該当する申込書は無効とする。

(1) 上記2に示した応募する者に必要な資格のない者及び参加に関する条件に違反した者の提出した申込書。

(2) 応募者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者）の記載及び参加者の押印のない申込書（代理人が参加する場合は、代理人の氏名を併せて記載し、押印すること。）ただし、参加者が外国人の場合には、押印に代えて自筆の署名とすることができる。

(3) 記載内容を訂正した申込書であって、その訂正について、応募者の印を押していない申込書。

(4) 記載事項等が不明確である申込書。

(5) 提出期限を過ぎた申込書。

(6) 2、(15)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の申し込みを無効とするものとする。

5 契約者の決定方法

上記申込書等必要書類を提出した者のうち、上記2の資格を満たした全ての業者と契約する。

6 契約締結日

契約締結日は令和8年4月1日とする。ただし、契約締結日までに令和8年度の予算（暫定予算を含む）が成立しなかった場合の契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。

応 募 申 込 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
国立療養所多磨全生園 経理部長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

タクシーの供給に関する請負契約について、タクシーの供給に関する請負業務応募要領（以下「応募要領」という。）に基づいた業務を確実に履行できるので、下記の必要書類を添付の上、応募します。

記

- | | | |
|---|---------------------------------------|-------|
| 1 | 応募要領 2 の（4）で示す資格審査結果通知書の写し | 各 1 部 |
| 2 | 会社概要（財務書類を含む。）、約款、認可証の写し | 各 1 部 |
| 3 | 車両保有台数、無線機装着車両保有台数が分かる書類
（任意の書式で可） | 各 1 部 |

担 当 者

所属部署：
氏 名：
電 話：
Eメール：

応募要領 2 の (8) に示すタクシー乗車券の仕様書

1 タクシー乗車券と半券にミシン目等が入っていて、半券も含め、1枚ごとの切り離しができること。

2 タクシー乗車券記載事項

(1) タクシー乗車券

- ① 会社名 (契約後に当省が示す名称を記載すること。)
- ② 経路
- ③ 氏名
- ④ 年 月 日 時 分
- ⑤ 部 課 名 コード
- ⑥ 乗車券通し番号 (半券と共通番号)
- ⑦ 承認印の押印欄
- ⑧ 料金 (運賃と有料道路交通料を分けて記載のうえ、合計料金を記載
できること。)
- ⑨ 当日限り有効
- ⑩ タクシー会社名及び配車を依頼する場合の連絡先

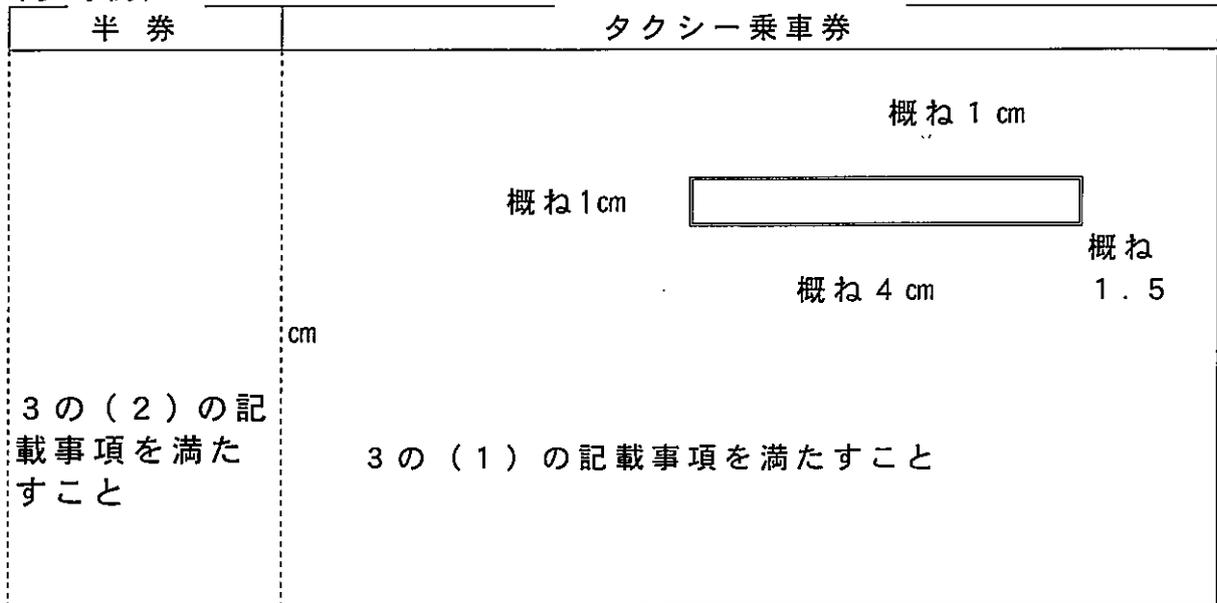
(2) 半券

- ① 乗車券通し番号 (タクシー乗車券と共通番号)
- ② 月 日
- ③ 料金
- ④ 経路
- ⑤ 部 課
- ⑥ 氏名
- ⑦ 降車時間

4 打刻機による使用日時の印字場所

打刻機により使用日時を使用者が打刻するため、下記参考例のとおり、タクシー乗車券の上から概ね、1 cm、右から概ね1.5 cmの間に使用日時を打刻できる空白があること。

(参考例)



.....
部分は、切り離しが出来ること。

5 その他

応募会社の既存タクシー乗車券が上記仕様を概ね満たしており、一部記載事項が不足する場合には、ゴム印等で補うことは可能であり、その際は別途、当省へ協議すること。